

(公印省略)

平成30年3月23日

管理者 様

大川市長 倉重 良一

大川市介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定のお知らせについて

このことについて別紙のとおり指定通知書をお送りします。
なお、指定にあたり下記のとおり連絡事項がございますので、ご留意願います。

記

1. 指定後の有効期限満了日について

県（及び指定都市、中核市）の指定居宅サービスの有効期限にあわせて、6年以内の有効期限にしています。その後の指定更新は6年ごとになります。ご注意ください。

2. 4月以降の介護報酬請求に使用するサービスコードについて

4月利用分から総合事業（旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護）の請求に使用するサービスコードが変更になります。

	〈H30.3月利用分まで〉		〈H30.4月利用分から〉
訪問サービス（旧介護予防訪問介護）	「A1」	⇒	「A2」
通所サービス（旧介護予防通所介護）	「A5」	⇒	「A6」

となりますので、請求システムが対応しているか等、ご確認願います。

「大川市ホームページ>健康・福祉>高齢者支援>介護予防・日常生活支援総合事業」に、サービスコード（A2・A6）の単位数表マスタを掲載しております。事業所の請求システムに取り込んでご利用下さい。詳しくはシステム業者にお尋ねください。

3. 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について

総合事業を月途中で利用開始または終了する場合、別紙（I－資料9）のとおり日割り計算となります。

具体的には、「利用者との総合事業の契約開始の場合は、契約日から日割り計算」、「利用者との総合事業の契約解除の場合は、契約解除日まで日割り計算」となっており、旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護の取り扱いと異なります。

4月利用分から適用しますのでご注意ください。

4. 総合事業の報酬単価の見直しについて

総合事業の報酬単価については、国が定める単価を上限として市が単価を設定することになっていますが、国の単価改正は、平成30年10月1日施行を予定しています。したがって、平成30年9月末までは従来の単価を使用しますのでご注意ください。

5. 総合事業の市外事業者の指定方針について

このことについて、別紙のとおり定め、平成30年4月1日から適用しますので、ご留意願います。

《問い合わせ先》

〒831-8601

福岡県大川市大字酒見 256-1

大川市役所健康課介護保険係

TEL : 0944-85-5522 (直通)

FAX : 0944-86-8485

E-mail : okwkaigo_k@city.okawa.lg.jp